アメリカにおけるソーシャル・ワークの価値体系

雀部猛利・松原一郎

I. まえがき

ソーシャル・ワークは，通常3つの柱から成り立っているといわれることがある。それは，知識・技術・価値の三要素である。(この際にはソーシャル・ワークという術語は単に技法にとどまらず，より大きな概念として捉えられている，アメリカ合衆国における“social work”の用語法として，受けとめていただきたい。)アメリカ合衆国のソーシャル・ワークについては，我が国にも，さまざまの形で紹介され，かつ多様な批判分析がなされてきた。しかしながら，3つの柱でその作業を分類してみると，知識と技術の2本柱に比べて，価値という概念がなおざりにされてきた感じは拭えない。福祉の分野において価値概念に関する研究が少ないのは，日本のみならず，アメリカ合衆国においても同様である。アメリカのソーシャル・ワークにおける価値は，アメリカ的民主主義の原理を骨組みにしているとか，資本主義のイデオロギーに立脚していると主張されようが，いずれにしても価値を社会科学のマナ板で料理することの難しさが存在する。

この論文の目的は，アメリカのソーシャル・ワークの価値を一つのシステムと見なし，その価値体系を明らかにしつつ，今日のアメリカのソーシャル・ワークがかかえている，体系内での問題点に触れることにある。

合衆国におけるソーシャル・ワークの価値体系について述べる際には，2つのカテゴリーが考えられよう。その一つは専門職（医師・弁護士・大学教授など）としてのソーシャル・ワークの価値体系であり，専門職に関する倫理規定ともいえるものである。その代表例は，全米ソーシャル・ワーカー協会（National Association of Social Workers）によるソーシャル・ワークの倫理綱領（Code of Ethics）である。もう一つのカテゴリーは，ソーシャル・ワーク全般に及ぶ価値体系である。これは，先の倫理綱領と重複するだけでなく，前者の基礎概念を構成しているものである。ソーシャル・ワークは，“それが一部分を構成しているところの全体社会の価値観をおそらく含み，かつ表象する”[1]とはいうものの，それでも全体社会一般からは明らかに区

1) Council on Social Work Education, “The Application of Basic Social Work Principles to Practice in Specific Settings,” (Workshop Report: 1956 proceedings—annual program meeting) CSWE, New York, N. Y., 1956, p. 2.

図—1　全体社会の価値体系

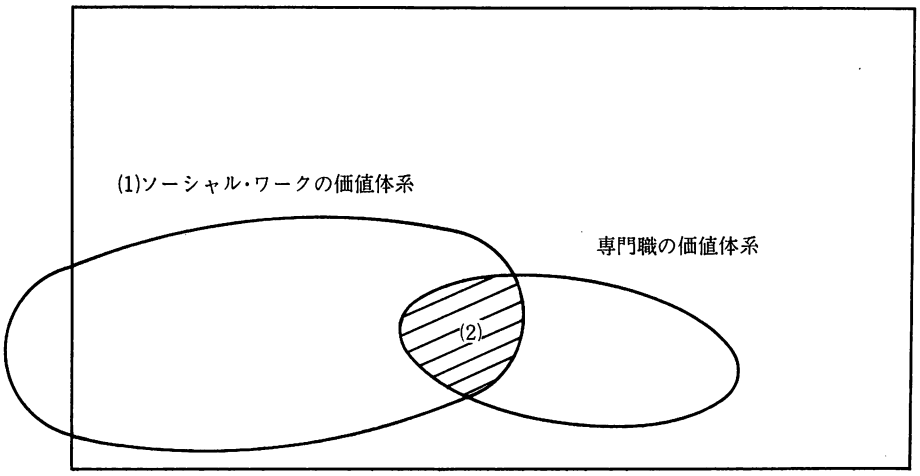

別しうる，ソーシャル・ワーク 特有の 下位文化 (subculture) を形づくっている。上の図は，2つの価値体系—2つの下位文化—の関係を図示したものである。

この論文では，まず簡単に“価値”の定義を紹介し，その次に，ソーシャル・ワークの価値体系と専門職の 価値体系とが 重なり合うところの，専門職 としての ソーシャル・ワークの価値観〔図1—(2)〕について触れ，その後で，一つの下位文化と見なされるソーシャル・ワークの価値体系〔図1—(1)〕(当然のことながら，これは(2)を含んでいる) を全体社会の 価値体系との関係において検討してみたい。

Ⅱ．価値観の定義

価値と知識とを区別するうえでゴードンは，好ましいとされるものが価値で，知られたもの，あるいは知りうるものが知識だとした[2)]。これをより掘り下げたのがリヴィで，彼によれば価値観は，3つの次元から成り立つという。つまり，

1. 人が好ましいと思う概念としてとらえられる値価観
2. 人にとって好ましい結果としてとらえられる価値観
3. 人に対処する際の好ましい手段としてとらえられる価値観[3)]

が価値に関する三次元である。パンフリーはこれらに加えて“感情”という色彩をも添加している。彼女が定義するところによれば，価値観とは個人もしくは社会集団が抱く，好ましいとされる行動の体系である。これには生活における手段・目的・状態に対して，好ましいとされる意

2) William E. Gordon, “Knowledge and Value: Their Distinction and Relationship in Clarifying Social Work Practice,” *Social Work* 10:3 July, 1965, pp. 32-9.
3) Charles S. Levy, “The Value Base of Social Work,” *Journal of Education for Social Work* 9, 1973, p. 38.

見が含まれ，同時にそこには強い感情が伴っている[4]。筆者は，さまざまの価値の定義を選び出して，そのうえで優劣を決めようとしたわけではないが，このパンフリーの価値観の定義づけは，一般的でかつ簡単明瞭なので，この論文において論旨をすすめていくうえで十分だと思われるので，ここでそれを採用することにした。

Ⅲ．専門職としてのソーシャル・ワークの価値観

もともとソーシャル・ワークというものは元来倫理的であり，しかも他のどのヒューマンサービス専門職にもましてそうであると，リヴィは述べている。ソーシャル・ワーカーが“善行者”とか“職業的利他主義者”と呼ばれてきたのが，そのいい証拠であり，彼によれば，“非利己主義とか利他主義は，職業倫理の最たるもの”[5]である。

これと同様の指摘をしつつ，もう少し詳しく論じているのがヴァーリーで，彼はソーシャル・ワークにおける社会化に必要不可欠な，4つの価値を挙げている。これら4つの価値観は，理想のソーシャル・ワーカー像から，演繹的に導びかれてきたものである。すなわち，

1. 平等権。民主主義原理に立脚したソーシャル・ワーク専門職は，人種・肌の色・信条・性格のいかんに拘らず，いかなるクライエントもサービスを受ける権利を有すると確信する。どの人間も自らの潜在能力を最大限に伸ばす権利を有し，また他者はその成長発展を援助する権利を有す，という前提に立ってこの平等権が主張されている。
2. サービス。ソーシャル・ワークとは，ワーカーの利益以前にまずクライエントの福祉を考えるところの援助職である。この専門職へのかかわり（commitment）は，個人の社会における相互依存と，そこから生じる相互に対する責任という概念に基づいている。
3. 精神分析志向。クライエントのストレスへの反応に関する理論づけや，ストレスからくる問題の処理解決は，主に性格の差異や正常な成長発達パターンからの逸脱という観点からなされうるという前提に立っている。つまり，この意味するところは，多くのクライエントが欠陥的な性格を有し，それゆえ，日常生活に正しく機能しておらず，ワーカーは，精神分析に基づいた対処方法を用いることができるということである。
4. 普遍主義（universalism）。専門職としてのクライエントに対する関係は，技術的で部分的である。それゆえ，ワーカーは任務中心，問題解決志向でなければならず，自らの責任を効果的に果すためにも，このことが望まれる。……ワーカーのクライエントに対する専門分化された機能と形式化された（公的な）役割関係とがワーカーのアプローチの客観性を保証する[6]。

4）Muriel W. Pumphrey, “The Teaching of Values and Ethics in Social Work Education,” Council on Social Work Education, New York, N. Y., 1959, p. 23.

5）Charles S. Levy, “Social Work Ethics,” Human Sciences Press, New York, N. Y., 1976, p. 13.

上記の精神分析志向というのは，技術志向を述べたもので，価値志向とは厳密にはいえないかもしれないが，他の3つの価値志向こそが，全米ソーシャル・ワーカー協会（NASW）が1960年の総会で採択した倫理綱領（Code of Ethics）の骨子を形成するものであることは，注目に価することである。

Ⅳ．一つの下位文化としてのソーシャル・ワークの価値観

“アメリカの道徳と社会的価値の表象ならびに手段としてのソーシャル・ワークは，その時その時の国情と密接に結びついており，それゆえ，その時代の思潮というものを反映する”[7] とパーネルは述べている。この傾向は，ソーシャル・ワークが慈善から正義へ，正義から今日見られるような科学へとその重心を転じてきたことからも，伺い知ることができる。時代思潮の反映とは，いいかえれば，ソーシャル・ワークの価値が全体社会のもつ価値に合致しているということであり，この事実は決して看過されてはいけない。なぜならば，ソーシャル・ワークの有する社会的機能が全体社会の枠組みから妥当であると見なされるのも，この脈絡においてであるからである。

そこで，少し長い引用になるが，社会学の立場からアメリカ社会の価値観を描き，アメリカでは定評を得ているウィリアムズの論をここで紹介したい。これは，アメリカ社会の価値観を厳密に定義したものではなく（また，そう簡単に定義しうるものでもない），むしろ，スケッチ風に列挙したものである。一般にアメリカ社会の価値観の背景には，次のような要素が見うけられる。

1. **受け身**（passive acceptance）というよりも，**行動的な支配**（active mastery）を目指しての試みから，アメリカ文化が成り立っている。欲求不満の我慢の限界が低く黙って敗北することを拒否し，欲求を進んで認め，満たそうとし，力量（power）を重要視し，かつまた，自己主張が広く認められているのもこのためである。
2. 事物の直接的な**外的世界**（external world）により興味をもち，事物の意義や影響という内的経験にはあまり興味を示さない。沈思黙考型というよりは，操作志向型である。
3. 世界観は閉鎖的ではなく，**開放的**（open）である。変化・変動・流動を尊び，パーソナリティの典型タイプとしては，適応しやすい，近づきやすい，積極的であり，同化がうまい，というのがあげられる。
4. 他国との歴史等の比較の立場でアメリカ文化を見ると**伝統主義**（traditionalism）よりも合理主義（rationalism）にのっとっていることがわかる。過去を評価すること

6）Barbara K. Varley, “Socialization in Social Work Education,” *Social Work* 8, 1963, pp. 103-4.
7）Ruby B. Pernell, “Social Work Values on the New Frontiers,” in Social Work Values in an Age of Discontent, ed. Katherine A. Kendall, Council on Social Work Education, New York, N. Y., 1976, p. 51.

なく，未来に目が向いている。従来そうであったから，今でもそれでいいという理屈はアメリカ社会では通じないのである。

5. 上記に関連しているのが，**秩序性**（orderliness）を重んじることで，経験を中途半端なところで受け容れるということはない。（これは特に都市の中流階級に顕著である。）

6. **特殊な**（particularistic）倫理よりも，**普遍的な**（universalistic）道徳が，逸脱に対して適用される。

7. 人間関係においては，タテよりも**ヨコ**（horizontal）の方に重きが置かれる。同僚・仲間関係であっても，主従関係ではなく，ヒエラルキーではなくて，平等性が重要となる。

8. 例外はあるものの，やはり，集団としてのまとまりとか集団責任よりも，**個人性**（individual personality）がアメリカ文化では強調される[8]。

コーエンも，社会の支配的評価基準は中流階級のそれであるとし，ウィリアムズと同様に，意欲的であること，個人的責任の倫理，業績志向，合理性，それに目標達成のための節制などの9つをその徳目として掲げている[9]。こうしてアメリカ社会一般の価値体系を概観してみると，ソーシャル・ワークの価値体系がそれとたいして乖離していないことがわかる。むしろ，両者はかなりの部分で重なりあっている。ティーバーとピックフォードなどは，ソーシャル・ワークに関する大学の学部レベルで重要視されている価値観は，全体社会の価値観とたがわないといっている。彼らは社会事業教育協議会（Council on Social Work Education）のバックアップのもとに，カリキュラムの作成にあたったのであるが，それによると，ユダヤ教並びにキリスト教のエートス，人道主義，民主主義の原理，憲法に認められた権利，などから引き出された社会的価値体系に，学生たちが慣れ従うことが望まれている。二人が論ずるところによれば，これらの社会的価値体系が，次の4つのソーシャル・ワークに関係した価値項目に結びついているのである。

1. 個人の重みを重要視する価値観
2. 自分で自らの人生を決めていくことを重要視する価値観
3. 個性の発達を重要視する価値観
4. 社会的責任を重要視する価値観[10]

これら4つをその枠組みとした時，ソーシャル・ワークの価値観やその前提は，カリキュラムの中では，次のような形をとることになる。

---

8) Robin M. Williams, Jr., "American Society—A Sociological Interpretation," Second Edition, Alfred Knopf, New York, N. Y., 1961, pp. 469-70.

9) Tomoaki Iye, "A Review of Delinquency Theories in American Sociology," *Bulletin of the Arts and Science Division, University of the Ryukyus* No. 7, 1963, pp. 177-203.

10) Irving B. Tebor and Patricia B. Pickford, "Social Work: A Helping Profession in Social Welfare—a Syllabus," Council on Social Work Education, New York, N. Y., 1966, p. xi.

ソーシャル・ワークの価値観やその前提としては，

a．社会的価値から選ばれ，それらは相い容れるものである。

b．人間の大切さ，苦しみを防ぐこと，個人を優先すること，個人の相互依存とお互いに対する責任の遂行一などが根本論理である。

c．民主主義の考え方

d．人間は知り得，理解しうるものであるという，客観的合理主義志向

e．個人の変革も，社会の変革も専門職の援助によって，拍車がかかる。

f．外的プレッシャーによって，効果的変革を生ぜさせることは不可能。

g．ソーシャル・ワークは専門職としての立場から，望ましい個人的・社会的変革に力を貸すことに，最も力を入れている職業である[11]。

ここまで，ソーシャル・ワークの下位文化と全体社会の文化との類似性について触れてきた。換言すると，その下位文化はそれより大きいシステムの価値観を包合するということである。そういう事情を念頭に置いたうえで，今度は両者の差異を考えてみたい。

ソーシャル・ワークの価値観が下位文化としてユニークであるというのは，次の2つの理由によるものであると考えられる。一つは，それが一般社会内の対立する価値観の仲介役を演ずることのため。もう一つは，社会においては一応認められてはいるものの，その価値志向に対して真剣に取り組んでいない価値観を推進していくことのためである。

まず，前者の問題について触れるならば，一般社会内の価値葛藤は，日常茶飯のことであり，その対立は下位文化にも及ぶ。下位文化としてのソーシャル・ワークも例外ではない。むしろ，葛藤・対立の調停を自ら進んで引き受けようとする職業がソーシャル・ワークではなかろうか。ウィリアムズは自由の原則と平等の原則との矛盾・対立について触れているが，これを全体社会一般が有する2つの価値葛藤として見ると[12]，マクロードとマイヤーが作成した“ソーシャル・ワークの価値次元”にも，この対立は鮮明に浮かびあがってくるのがわかる。マクロードとマイヤーはこの論文の中で，多くのソーシャル・ワーカーによって支持されている価値観を一つの直線上の左側に置くことにより，対照的な価値観を右側に位置させ，そのコントラストならびに葛藤を示した。(彼らは便宜上，二分法的表現を用いている一何々的価値観　対　何々的価値観一が，あくまで，両者は両極を示し，その差異は，程度のちがいにあることに留意していただきたい。)

1.　個人の尊さ（individual worth）　対　システムの目標（system goal）

ソーシャル・ワークの価値観について議論される際，常に筆頭に注目されるのが，人種・性別・年齢などに関わりなく尊重されるべき，個人の尊厳であり，潜在能力の最大化の必要ということである。この立場と対照的なものが，集団・国家或いはシステムの目標の方が，より優れているとか，重要だとする立場である。

11) 前掲，p. 15.
12) Robin M. Williams Jr., 前掲，p. 438.

2. 個人の自由（personal liberty） 対 社会の管理（societal control）
個人の自由と言っても，他人を傷つける自由を含まないことでは，異議を唱える者はいるまい。差が生じてくるのは，個人が自らを傷つけたり殺したりする自由を100％有しているのか，あるいは，親の権利としてどこまで子どもをコントロールしうるのか，はたまた，自らが受けるダメージや子どもが受けるダメージをどう定義していくのかという点においてである。そこで，社会が従順な行為を迫ったり，行動の抑制を要求してもよいのかという問題が生じてくる。

3. 集団の責任(group responsibility) 対 個人の責任(individual responsibility)
集団の成員の福祉に対して，集団が責任を負うという考えも，ソーシャル・ワークに欠かせない考えである。これは，個人が自らの福祉に責任があるという立場と好対照であるばかりでなく，自由放任主義経済や適者生存の考えに染ったアメリカ初期の個人主義のドクトリンにも対抗するものである[13]。

マクロードとマイヤーは，一つの座標軸に一つの価値次元を置いたとき，ソーシャル・ワーカーはこれらの座標軸の左側の価値観を支持する傾向にあると報告しているわけだが，上記の3つの次元を見ると一つの興味深い事実に気づく。1の個人の尊さといい，2の個人の自由といい，これらの価値観は，全体社会の価値体系の“自由”という価値観を反映したものであり，一方，3の左側に位置している集団の責任という価値観は，“平等”という全体社会の価値体系からの派生物と見なしうる。“自由”と“平等”とは，必ずしも共存しうるものではなかったし，また共存しないとする学説（後の章で詳述するが）を前にしたとき，2つの価値観をあえて共存共栄させようとするソーシャル・ワークの姿勢にこそ，その価値体系のもつユニークさが見いだせるといえよう。

ソーシャル・ワークの価値観のもつ，もう一つのユニークさは，次のマコーミックの文に表わされていると考えられる。“ソーシャル・ワークは，自らの能力の範囲内で，民主的社会の秩序が必要とする価値観を実現していく。その価値観とは，尊厳・自由・平等などの基本的価値観であり，憲法により，法の下に建前上，保護され，ソーシャル・ワークにより事実上，保護されるものである。この（本音の部分をソーシャル・ワークが引き受けること）ことが，合衆国のソーシャル・ワークがその価値体系を推し進めていくうえでの準拠枠となる”[14]。

社会一般がある程度しか支持していない価値観をソーシャル・ワークが強力に推し進めようとする時，つまり世論の支持が少なく（量），あるいはたとえ多くとも，価値観の内面化という面で，態度どまりで行動にまで及んでいない（質）際には，ソーシャル・ワークの下位文化の全体

13) Donna L. McLeod and Henry J. Meyer, “A Study of the Values of Social Workers,” in “Behavioral Science for Social Workers,” ed. Edwin J. Thomas, The Free Press, York, N. Y., 1967, pp. 402-3.
14) Mary J. McCormick, “Dimensions of Social Work Values in the United States: Implications for Social Work Education,” *International Social Work* 12:3, 1969, p. 17.

社会の価値変動への働きかけは，過激（ラディカル）とか全体文化からの逸脱という様相さえ呈し始める。図1に見られるソーシャル・ワークの価値体系の突起部は，まさに本流文化（main stream culture）の価値体系からの逸脱を意味している。ソーシャル・ワーカーは，“理想的には，コミュニティの社会的良心を代表する”[15]という意味で，その価値観はユニークだといえるのである。具体例をパンフリーのことばに求めてみよう。一私がいろんなソーシャル・ワークの授業を参観して気づいたことは，‘直接サービスを受けることのない人間に対して，医者や看護婦は何とも感じなくてもよいが，ソーシャル・ワーカーはそういう人たちを含めて全てを考慮に入れなければならない’という発言をあちこちで耳にしたことである一と[16]。

この突起部で示されるユニークさのもう一つの特徴は，歴史的・文化的先見性ではなかろうか。先駆性と呼んでも良いが，二つの対立する価値観があり，一方がむしろ大衆社会に広く支持された価値観であり，他方がよりリベラル，あるいは時としてラディカルな価値観であるとき，ソーシャル・ワークは後者をその歴史の中で選んできたように思う。以下に，マクロードとマイヤーのソーシャル・ワークの価値葛藤の次元を再び掲げ，次章の“価値葛藤”へのつながりとすると共に，右側の価値観から左側への移行という観点から，時代思潮の変遷とそれに一役買った（社会的機能という意味で）ソーシャル・ワークの先駆性を示したい。

4. 安心感（security）一満足感（satisfaction） 対 抵抗（struggle），苦悩（suffering），拒絶（denial）

個人の潜在能力を最大限に発達させるためには，個人の基本的生物学的・文化的ニードを認知し，受容し，かつ満足されることが必要である。この考えは，良き人間をつくるうえで，もがき苦しみ，拒絶され，罰せられることが大切であるとした従来の宗教的・文化的思想とは，正反対である。

5. 相対主義（relativism）一プラグマティズム（pragmatism）対 絶対主義（absolutism）一聖の観念（sacredness）

ソーシャル・ワーカーは問題解決のため科学的方法とプラグマチックなアプローチを用いると多くの論者が述べている。……これと対照的なのが人生に対して聖の観念をもってアプローチする方法で，全ての現象に対して科学的説明を求めるわけでもなく，超人間の裁きとして，行動に対する絶対的な規制を遵守していく。

6. 革新（innovation）一変革（change）対 伝統（traditionalism）

プラグマチックなアプローチに密に関係しているのが，変革を進んで受け入れる姿勢で，これは過去の伝統に沿っていく方向とはコントラストをなす。

7. 多様性（diversity）対 単一性（homogeneity）

---

15) Ruby B. Pernell, 前掲, p. 50.
16) Muriel W. Pumphrey, 前掲, p. 61.

（民主主義とほぼ同義語としての多様性）これは，ソーシャル・ワーク哲学で特にそう言える。しかし一方では，ロビン・ウィリアムズが指摘するようにアメリカの支配的な価値観の間に，単一性（画一性）へのプレッシャーが働いている。

8. 文化決定論（cultural determinism） 対 遺伝的な人間性（inherent human nature）

文化決定論というのは，人間性というものは，社会的に決定され，環境の変化に伴なって変っていくとする考えである。先天的とか，生物学的に遺伝した人間性という考え方を拒否し，文化よりも遺伝に原因を求める人種・国家の差という考えをも否定する。

9. 相互依存（interdependence） 対 個人の自主性（individual autonomy）

現代社会に生きる我々は，ある程度の相互依存という事実からは逃れられない。問題は個人が自らの運命を決め，自由に行動していく，その程度にある。

10. 個別化（individualization） 対 ステレオタイプ化（stereotyping）

ソーシャル・ワーカーは，個人はそれぞれがユニークであり，一，二の事柄でその人物を鋳型的に判断しうるはずはないと信じている[17]。

繰り返すことになるが，右側に書かれた価値観から左側に書かれた価値観への移行をソーシャル・ワークは予想していただけではなく，むしろ，この価値変動のために，社会科学の進歩や時代思潮の歩みにあわせつつ，努力を払ってきたのである。また留意すべきことは，ソーシャル・ワークに従事する者（ソーシャル・ワーク教育をも含めて）全てが完全に座標軸の左側に位置するというわけでは決してないこと。あくまでも，全体の傾向・すう勢がそうであるという意味で，この報告を理解すべきである。つまるところ，ソーシャル・ワーク下位文化の内外で，左右の価値観を両極としての，さまざまな価値葛藤が続いているわけである。

V. 価 値 葛 藤

ソーシャル・ワークの価値観がどのようなものから成り立っているかをこれまで論述してきたので，次に下位文化としてのソーシャル・ワークの価値体系がどのような問題をかかえているのかという点に視点を移してみたい。ここ十年余りのジャーナル，"Social Work" の論文のなかから，価値観の衝突によって生ずる問題という観点に立って，関係論文を任意に2～3選び出すと次のような具体例が見うけられた。

まず，病院勤務のメディカル・ソーシャル・ワーカーのスト参加がそれである[18]。クライエントの危急，もしくは当座のニードに目をつむって，クライエントとワーカー両者の長期的な意味での利益のためにストを張って闘うことは，否応なしにワーカーの集団内はおろか，ワーカー自

17) Donna L. McLeod and Henry J. Meyer, 前掲, pp. 403-5.
18) Ronald H. Bohr, Herbert I. Brenner, and Howard M. Kaplan, "Value Conflicts in a Hospital Walkout," *Social Work* 16:4 Oct. 1971, pp. 33-42.

身の内に葛藤を生じさせるものである。ストライキによって，職場内の根本的問題にメスを入れる必要がある反面，そのためにどこまで，クライエントの短期的な，利益を損うことが許されるのか？

次に，ソーシャル・ワーカーはまず誰に忠誠を尽すべきなのかという問題がある[19]。個々のクライエントに対するものなのか？　それともワーカーの属する組織体に対するものなのか？　クライエントに対する忠誠と組織体に対する忠誠とが一致しないとき，ワーカーはジレンマに苦しむことが多い。

さらに，ビューロクラシー（官僚制）のニードに関係しているだけでなく，専門性を高めるという意味合いで，スーパーヴィジョンのあり方にも問題が生じる[20]。クライエントに対するサービスを含めて，その専門性を高めていくはずの，スーパーヴィジョンが，組織体のコントロール（管理）機能としても働くため，本来，自主的であるべき専門職ワーカーが権力（power）のちがいによって上級職のワーカーに操作されうるという情況。しかし，このコントロール機能ゆえに，組織体の成員としてのワーカーが社会化（例えば専門性の高度化）されていくということもまた事実である。

もう一つの具体例として，ソーシャル・ワーク・サービスのおしつけの問題がある[21]。従来やややもすればケースワークは，そのクライエントの層を広げ，サービス受給者の範囲を拡大することに努めてきた。声なき大衆のなかにも入り込みサービスを与えるという意味で，aggressive casework, reaching the unreached, case finding などと呼ばれる活動がとりいれられた。これを是とする価値観と，クライエントの個人の尊厳を守るためには，本人の意志を最優先すべきであり，従ってこれを非とする価値観との衝突がある。自分の意志でやってきたわけではないクライエント（involuntary client）の尊厳ならびに実存主義的主体性を尊重するのか，あるいはワーカーが良かれと思うクライエントの福祉に，クライエントを誘うのか？（そういう無言の人たちこそサービスを必要としている人たちという論理がここに存する）この価値葛藤は，たいへん形而上学的な色調を帯びてくる。

さて，以上のように，最近のアメリカのソーシャル・ワーク界での価値葛藤を2～3叙述してみたが，これらの問題の解決は多くの人びとから求められているものであるが，本論文の目的ではない。ただ，ソーシャル・ワークの価値体系を描写するために用いた概念図式をこの章でも使って，対立する価値観の衝突の分析―衝突の起こる時や原因に当たること―にこの図式がある程度有効であると思われるので，ここで論じてみたい。

図2は，元の概念図式（図1）を，対立する価値観の衝突によって生ずる問題に適用して，生まれた図式である。

---

19) Neil Gilbert and Harry Specht, "Advocacy and Professional Ethics," *Social Work* 21:4 July, 1976, pp. 288-293.

20) Charles S. Levy, "The Ethics of Supervision," *Social Work* 18:2 March, 1973, pp. 14-21.

21) Henry Miller, "Value Dilemmas in Social Casework," *Social Work* 13:1 Jan., 1968, pp. 27-33.

図－2　全　体　社　会

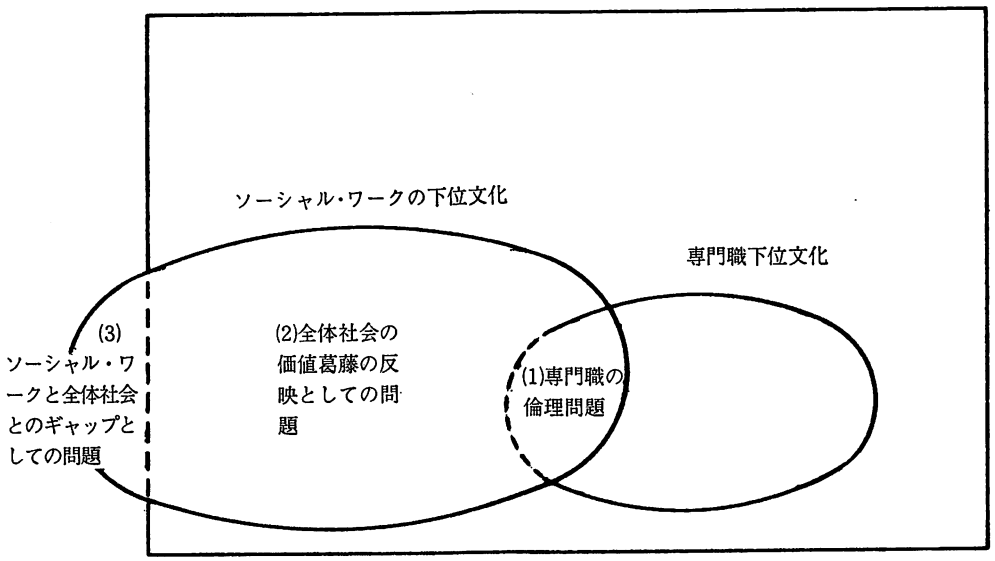

(1)　専門職倫理としての問題

図の(1)の部分は，専門職倫理に関する問題に相当する。ソーシャル・ワークに従事する時，対立する２つの価値観が真向うから衝突することがある。この種の対立で，典型的かつ恒常的なケースは，コントロールの問題で，具体的にはクライエントの自己決定の価値観と専門職によるコントロールの価値観の緊張・対立である。

自己決定（self-determination）に関する研究のなかで，ビーステックはクライエントの自己決定の原則を３つの命題にまとめた：

1.　クライエントは，自ら決定，選択を行う権利とニードを有する。

2.　理論上も実際上も，この権利を認める義務をケースワークは有し，いかなる直接的ないし間接的な権利の妨害をも謹しみ，クライエントがその権利を行使するよう援助する。

3.　しかしながら，クライエントの権利は，次の要因によって限定される。有意義で建設的な自己決定を下せるかどうかの，クライエントの能力，社会的・道徳的規準，法律と政治，コミュニティの規範，およびエージェンシーの機能[22]。

この“自己決定”という言葉は1930年代の後半から使われはじめ，“クライエントの参加”と“必要時以外は不干渉”という２つの原則によって支えられてきた[23]。この２つの原則と，先のビーステックの自己決定の限界（３の部分）との両者を考えあわせてみるとき，次のバーンスタ

22) Felix B. Biestek, “The Principle of Client Self-Determination,” *Social Casework* Vol. XXXII No. 9, Nov. 1951, pp. 369-70.

23) Alan Keith-Lucas, “A Critique of the Principle of Client Self-determination,” *Social Work* 3:3 July, 1963, p. 71.

インのような，クライエント・コントロールと専門職コントロールの折衷案が出てくるのである。

> クライエントは，操作されうるし，かつ実際されてもいる。しかしながら，個人，集団，それにコミュニティの内面から起こる本物の変化は，ふつう参加と合意に基づいたものである[24]。

しかしながら，この折衷案をもってしても“それではどのぐらいの参加と合意が最低必要なのか？”という疑問が残る。そして，この疑問に対する答を見つけることは，ソーシャル・ワークの機能のあり方にかかわってくるがゆえに大変難しい。つまるところ，クライエントの自己決定が最大限に保証されるようにワーカーがクライエントをコントロールするという，逆説的なメカニズムがソーシャル・ワークに組み入れられているのである。それゆえ，自己決定と専門職コントロールという2つの間に起こる価値葛藤は，ソーシャル・ワークが内包する矛盾に起因しているといえる。

もう一つの倫理的問題は，専門職が請け負った責任を，信頼を得るほどに果せたかという，弁明的責任（accountability）の問題である。ソーシャル・ワークは基本的には誰に対して弁明的責任を負うのか？　サービスがその利益によるように意図されたところの当のクライエントなのか？　それとも，サービスのために金を払う納税者たちなのか？　クライエントと納税者の利害が対立する場合，ソーシャル・ワーカーはどちら側を優先させるのかというのが，弁明的責任に関する価値葛藤の代表例である[25]。もともと，ソーシャル・ワークの弁明的責任に対する関心は，政府や納税者への対応というなかで生まれたため，どうしても“倫理的というよりは，実際的でかつ保身的”[26]な傾向が強い。そのため技術的側面（効率とか効果）において弁明的責任がとらえられることが確かに多いが，筆者は，やはり倫理的問題—倫理的価値観の対立—がここに介在するように思われる。たとえば，サービス受給資格の問題を考えてみるとき，“サービスを必要とする人たち全てに対してサービスを与えるという思想と，数少ない資源を配分するという現実的必然性との間に発生するまぎれもない葛藤”[27]がそこに存在する現実に身を置かねばならないソーシャル・ワーカーにとっては，先の“誰に対する弁明的責任を負うのか？”という設問は“誰に対するサービス配分を優先させるのか？”という，まさに倫理的な問題となって迫ってくるのである。特定の個人・集団のニードに関する充足を支えている価値観と全体の平等を唱える価値観との葛藤こそが，この倫理的問題の根底を成しているわけである。特定の個人や集団を弁護していく＜アドボカシー（advocacy）＞や性差別・人種差別撤廃を目的とした職場・学校へ

24) Saul Bernstein, “Self-determination: King or Citizen in the Realm of Values?” *Social Work* 5:1 Jan. 1960, p. 8.
25) Alan Keith-Lucas, “Ethics in Social Work,” Encyclopedia of Social Work, ed. John B. Turner, National Association of Social Workers, Washington, D. C., 1977, p. 353.
26) 前掲, p. 353.
27) Edward Newman and Jerry Turem, “The Crisis of Accountability,” *Social Work* 19:1 Jan. 1974, p. 11.

の＜割り当て制度（affirmative action)＞が全体の平等に貢献するのか，あるいは反対にそれに挑戦しているのか。これらも，ソーシャル・ワーク専門職に限らず，教育専門職などにも見られる共通した倫理的問題である。

ソーシャル・ワーク専門職の技術的な問題もまた，倫理性という難問をかかえているということは，次の3点において触れておく必要があろう。

i）サービスが円滑に供給されるようにという，ビューロクラシィーの側（組織体）からのニードから，クライエントはワーカーやエージェンシィからラベルづけされ，分類されていく。しかしながら，このラベルづけは，サービス供給の円滑化という初期の目的とは裏腹に，クライエントのステレオタイプ化を促進し，偏見の入った“烙印（stigma）づけ”に至ることがある。ビューロクラシィーのニードとクライエントの尊厳という二極の対立において，どこにその妥協点を見い出しうるのかが一つのポイントである。

ii）クライエント操作とクライエントに対する虚偽（もしくは，少なくとも真正直でないこと）は，ソーシャル・ワークの技法として認められているが，そこには次の二人の論者の意見が前提とされているようである。一つは，“クライエントの最大の利益になると明らかに解るとき以外は，操作技法は避けられるべきである”[28] というブレーガーの意見と，他の一つは，“事情に応じて虚偽とまでいかなくとも，方便が必要となる”[29] というリヴィの意見である。ここで問題になるのは，操作技法にしろ，少々不正直な介入方法にしろ，その正当化の基準が甚だ主観的であり，ソーシャル・ワーカーやエージェンシィの自由裁量に委ねられていることから生じる。ただし，筆者はここで，自由裁量がよくないと言っているわけではなく，各々に判断が委ねられることによる首尾一貫性の欠如にこそ問題があると考えられる。さらにやっかいな倫理的問題は，介入技法（intervention method）が中流階級（多くのソーシャル・ワーカーの属する）の文化規範と異なる階級—多くは中流以下—のクライエントにそれを押しつけることにも見うけられる。たとえばスラム地域の青少年の性問題をカウンセリングを中心としてとり扱うエージェンシィのワーカーは，クライエントのあるがままに任せ，非指示的方法（non-directive method）をとりつづけるのがいいのか，乱れた性道徳（ワーカーの属する階級の文化規範に照らし合せた判断）を矯正していくのがいいのかという，価値葛藤が生じるのである。

iii）平均よりも質の低すぎるサービスも，高すぎるサービスも倫理的検討の余商があるとキース・ルーカスはいう。たとえ質は低くともサービスはないよりましという論は妥当なのかという点が一つ。もう一つは，政府・大学・機関等の研究や実験もしくは，パイロット・プロジェクトとして，限定された集団に対してのみ質の高いサービスを与えることには倫理的問題が存在する[30]。

---

28) George A. Brager, “Advocacy and Political Behavior,” *Social Work* 3:2 April, 1968, p. 11.
29) Charles S. Levy, “On the Development of a Code of Ethics,” *Social Work* 19:2 March, 1974, p. 211.
30) Alan Keith-Lucas, 前掲, Encyclopedia of Social Work, p. 355.

(2) 全体社会の価値葛藤の反映としての問題

Ⅳ章でも述べたように，社会における価値葛藤は，よくある出来事である。より上位のシステムにおける葛藤がソーシャル・ワークの下位文化におし入って，そこで葛藤を生じるのも必然といえよう。(図2—(2)) そこでソーシャル・ワークはむしろ，専門職の社会的責任の一環として葛藤解消に乗り出すことがある。

歴史学者，パーリントンは，建国から今日に至るまでアメリカ社会で続いている顕著な葛藤の一つとして，人道主義の価値観と徹底した個人主義との対立を挙げている。この2つの哲学が，これまでアメリカ社会での優位を競って争ってきたのである。

> フランス啓蒙思想の人道主義は，人間の完全さという概念に基づいており，平等民主主義をその目標として掲げている。その民主主義の下では，政府は公共の福祉のしもべとしてのみ機能する。一方，イギリスに端を発する自由放任主義は，普遍的に見られる人間の物質獲得・金もうけの本能に基を置いている。一つの抽象的な“経済的人間（economic man)”のニードに応える社会秩序を想定し，その秩序の中では，国家は通商の利益を得るという機能を果す[31]。

このような2つの哲学の対立は，ソーシャル・ワークという一つの下位文化においては，個人の自由と全体の平等という2つの価値観の衝突という形となって現われる。西洋の民主主義においては，自由と平等は必要不可欠なものであるし（少なくとも建前上は），民主主義原理を一つのテーゼに据えているソーシャル・ワーク下位文化でも当然そうである。しかしながら，全体文化の中でも，また下位文化の中でも“両者の結合はしばしば困ったジレンマを生じてきた”[32]。例えば，各自の業績を追う個人の権利と集団的努力を払う際の個人の社会的責任との拮抗がある。パーソンズが言うように，合衆国のような，“その価値体系（の多様性）ゆえに，はっきりとシンボル化されうる単純明快な目標を持ち得ない”[33]社会では，このような2つの異なった価値観の同時追求は，拮抗から対立へと転じがちである。先述したマクロードとマイヤーの価値次元のリストでも，ソーシャル・ワーカーが左側—個人の尊さ，個人の自由，そして集団の責任—の価値観を信奉していることからも，ソーシャル・ワークにおける個と全体のバランス，そして自由と平等のバランスをとる努力がよく理解できるのであるが，これはとりもなおさず価値葛藤の証左でもある。“ソーシャル・ワークの実践において競合する価値観が存在し，それらの間にヒエラルギー的な関係がないとき，これら2つの等しく‘良い’価値観の妥協点を見つけることが，我々（ワーカー）の課題である”[34]というキャロル・マイヤーの言葉が，全体社会文化の価値葛藤を自ら仲裁・調停していこうとするソーシャル・ワーカーの使命感を明確に表わしている

31) Vernon Louis Parrington, Main Currents in American Thought, Harcourt, Brace and World, Inc., New York, N. Y., 1958, p. xxiii.
32) Robin Williams, 前掲, p. 438.
33) Talcott Parsons, “Youth in the Context of American Society,” The Challenge of Youth, Erik H. Erikson, ed., Doubleday and Company, Garden City, N. Y., 1965, p. 120.

と思う。

(3) ソーシャル・ワークと全体社会とのギャップが問題となるとき

図2の(3)の問題領域（突起部）は，社会の幅広く共有された価値観とソーシャル・ワークの下位文化に特有な価値観とが衝突する部分である。本流文化からギャップが生じる程の下位文化のユニークさとは，個人の尊厳，平等，自由という価値観を実際に（憲法や法体系の法律上という概念とは反対に）実現させようとする試みや，歴史的先見性・文化的先駆性に見い出せると述べた。

このユニークさゆえに，ソーシャル・ワークは，“社会の犠牲者のヒーロー（champion of social victims)”[35] とも呼ばれ，その役割—典型的な例としてはアドボカシー—を果す際の価値観は当然，本流文化の既成の価値観からは異なったものになる。例えば，ソーシャル・ワークのマイノリティ（被差別民族集団）への傾斜とか，理想主義の旗頭であることなどは，中流階級と上流階級の価値体系をもつ既存勢力（establishment）には，特に利害や権力が絡んだ際，相い容れられない価値観である。相い容れられないからといって，そこでソーシャル・ワークは果して，本流文化から離脱しうるのか？ そしてなおかつ，社会的合法性（social legitimacy）を専門職として標榜しうるのかという点で，それは，ソーシャル・ワーク内での価値葛藤をひき起こすのである。

このアドボカシーは，従来のソーシャル・ワークの専門職倫理からは離れていくという問題をも生じる[36]。つまり，アドボカシーでは，敵味方がはっきりさせられ，“社会闘争における一戦闘員であり，専門家としての技量は，クライエントの利益のためのみに使われる”[37] のであるから，人種差別撤廃運動の先頭に立ったり，政治的行動を通して社会の良心を目ざめさせようとするアドボケイト・ワーカーは，従来の社会的仲介者（social broker）や助力者（enabler）の立場をとるソーシャル・ワーカーとの間で価値葛藤を起こすのである。

ウィレンスキーとルボーは制度的モデル（institutional model）と残余的モデル（residual model）とを用いて，ソーシャル・ワークの社会的機能を説明したが[38]，グロッサーは両方のモデルを念頭に置いて，上記のソーシャル・ワークの2つの異なる志向を述べている。この2つの志向とは，社会の2つの異なった階級—既存勢力（establishment）と貧者—にそれぞれ支持さ

34) Carol H. Meyer, “The Teaching of Values and Ethics in Social Work Education,” in the School's Responsibility for Explicit and Implicit Communication of Value and Ethical Content, (Workshop Report: 1960 Proceedings—Annual Program Meeting) CSWE, New York, 1960, p. 8.

35) Ad Hoc Committee on Advocacy, “The Social Worker as Advocate: Champion of Social Victims,” *Social Work* 14:2 April, 1969, p. 16.

36) Paul Terrell, “The Social Worker as Radical: Roles of Advocacy,” Perspectives on Social Welfare: An Introductory Anthology, Second ed. Paul E. Weinberger ed., MacMillan Publishing Co., New York, N. Y., 1974. p. 33.

37) Charles F. Grosser, “Community Organization Programs Serving the Urban Poor,” *Social Work* 10:3 July, 1965, p. 18.

38) Harold L. Wilensky and Charles N. Lebeaux, Industrial Society and Social Welfare, Free Press, New York, N. Y., 1965, p. 138.

れ，かつ受け容れられようとする方向のことだと次のようにグロッサーは論じている；

予想外の急激な変動を避けようとする残余的なソーシャル・ワークとは違い，制度的ソーシャル・ワークの見地では，社会によって意図された状況を克服するに足る権力を得ることが，解決へのカギだとされる。これは，社会の犠牲者が，意図しないにもかかわらず自ら作ってきた状況を，教育や説得で克服していくという残余的ソーシャル・ワークの志向とは，好対照である[39]。

無論，制度的モデル論者も，“ソーシャル・ワーク職誕生以来の利他主義や人道主義を捨てたわけではない”[40]のだが，過激さを主張することによって，制度的モデル論者が専門職の社会的機能の領域を越えてしまっているように，従来の保守的・リベラルなソーシャル・ワーカーには映るのである。この価値葛藤は当然のことながら，各々の介入技法にも表われる。闘争モデル（conflict model）をとるか合意モデル（consensus model）をとるかが，ワーカーの技法における価値葛藤の一例である。

VI. ま と め

この論文の前半は，下位文化としてのソーシャル・ワークの価値体系を3つの次元でとらえておいた。第一は，ソーシャル・ワークの職業的価値観ともいうべきもので，専門職倫理や規定に関係している。第二は，ごく一般的なソーシャル・ワークの価値観である。第三番目として，この下位文化をユニークならしめる要素を論じた。そして，先の章では，(1)専門職業倫理，(2)一般社会の価値葛藤，(3)社会的価値からの逸脱，という3点に関する段階で，どのようにソーシャル・ワークの価値葛藤が出てくるのかを検討した。いうまでもなく，現実のアメリカにおけるソーシャル・ワークの価値葛藤は，この概念図式でとらえられるよりもずっと複雑であり，動的である。この論文は，その理念型的アプローチのために葛藤のタイプの複雑さや社会の変動と共に刻々と変る動的な側面というものをカバーしきれなかったが，それでも，この概念図式によってアメリカにおけるソーシャル・ワークの価値体系とその中での価値葛藤が少しでも鮮明になればと希望するが故に，ソーシャル・ワークにおける価値論をとりあげた次第である。

(1979.11.10　脱稿)

39) Charles F. Grosser, New Directions in Community Organization: From Enabling to Advocacy, Praeger Publishers, New York, N. Y., 1973, p. 12.
40) 前掲, p. 12.